### 別記1 平常の変動幅の設定方法

#### 1 共通事項

測定値は、統計処理した結果が正規分布ではないことから、過去の一定期間に おける最小値と最大値の範囲を平常の変動幅とする。

ただし、平常の変動幅の設定にあたっては、次の点を考慮する。

- ・ 自然条件以外の原因で平常の変動幅を外れた特異的な測定値は対象データから 除くこととする。
- ・ 測定環境の変化等(測定地点周辺の環境の変化、測定器の更新等)に伴い、測定値に有意な変化が生じた場合には、必要に応じて変化前の測定値を合理的な方法により補正して求めた値を対象データとする。

なお、全ての測定対象について平常の変動幅を設定するが、過去の測定が規定 した期間に満たない場合は「過去の値」と表記することとする。

# 2 空間放射線量、大気中浮遊塵の放射能(連続測定)及び放水口モニタ

空間放射線量、大気浮遊塵の放射能(連続測定)及び放水口モニタに係る平常の 変動幅を設定するための対象期間は、過去5年間とする。

なお、測定地点ごとに自然放射性核種の変動状況が異なることから、測定地点ごとに平常の変動幅を設定することとする。

## 3 環境試料中の放射能 (大気中浮遊塵の放射能 (連続測定) を除く。)

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震を起因とする東京電力㈱福島第一原子力発電所事故(以下「東電事故」という。)では、環境中に放射性物質が多量に放出され、本技術会の対象地域もその影響を受けることとなった。

空間放射線量とは異なり、環境試料中の放射能の測定結果は、現在も東電事故の 影響が残存していることを示唆するものとなっている。

このことから、環境試料中の放射能(大気中浮遊塵の放射能(連続測定)を除く。) については、東電事故以前の測定値を基に、試料の種類ごとに平常の変動幅を設定 することとし、その対象期間を東電事故以前の5年間とする。

なお、試料の種類が同一であっても、性状等が明らかに異なる場合は、それらを 分けて設定することとする。

また、東電事故以降の測定値の最小値と最大値の範囲を「震災後の変動幅」とし、平常の変動幅を上回った場合に実施する原因調査の参考とする。

### 別記2 平常の変動幅を逸脱した場合の原因調査等の方法

### 1 平常の変動幅の上限を上回った場合の対応

(1) 大気中浮遊塵の放射能(連続測定)以外

測定値が平常の変動幅の上限を上回った場合、測定実施機関は次の手順で調査を行い、その原因を特定する。ただし、評価の対象としない測定については、ウの調査のみを実施する。

- ア 発電所内の情報を収集するとともに、エリアモニタリング設備等\*の異常値 及び発電所外への放出(管理放出を含む。)の状況を調査する。
  - ※ エリアモニタリング設備等とは、発電所内の格納容器雰囲気モニタ、燃料交換エリア 換気モニタ、モニタリングポスト等をいう。
- イ アの調査の結果、発電所内に異常等が認められた場合、空間放射線量率等の監視の強化並びに環境試料の採取及び測定を拡充する。\*\*

また、技術会は臨時会等を開催し、対応を協議する。

- ※ モニタリングステーションのデータ確認を頻繁に行うことやダストモニタのろ紙送り間隔を短縮することに加え、可搬型モニタリングポスト等を設置することにより、空間放射線量率等の分布及び経時的変化を把握する。また、発電所の状況や時期に応じ、適当な環境試料を選定し、採取及び測定数を増やす。
- ウ アの調査の結果、発電所内に異常等が認められない場合は、次に掲げる事項 の中から必要な調査を実施する。
  - ① 降雨等の気象要因による自然放射性核種の変動
  - ② 測定器及び関連機器の健全性
  - ③ 試料の採取方法及び前処理方法の妥当性(手順違い、他の試料等の混入等)
  - ④ 測定方法等の変更や測定器の更新による影響
  - ⑤ 測定地点周辺の環境の変化
  - ⑥ 核爆発実験等による影響
  - ⑦ 非破壊検査等の放射線を利用した事業活動
  - ⑧ 周辺での医療用放射線源の使用や放射性医薬品を投与された患者の接近
  - ⑨ 他の原子力施設からの影響
  - ⑩ 発電所に由来しない放射性物質の持込、流入、接近等
  - ① 測定結果の経時的変化及び他の測定や他地点(試料)の測定結果
  - ② 検出された核種以外の人工放射性核種の検出状況
  - ③ その他
- エ ウの調査により原因を特定できない場合は、発電所からの影響があった可能性を否定できないと考え、その当否について技術会に諮るものとする。

## (2) 大気中浮遊塵の放射能(連続測定)

集塵中の全 $\alpha$ ・全 $\beta$  放射能比と集塵中の全 $\beta$  放射能の両方の測定結果が同時に平常の変動幅を上回った場合、測定実施機関は(1)と同様の手順で調査を行い、その原因を特定する。このとき、集塵終了6 時間後の全 $\beta$  放射能の測定結果も参考にする。

# 2 平常の変動幅の下限を下回った場合の対応

(1) 空間放射線量率及び排水の全計数率

測定値が平常の変動幅の下限を下回った場合、測定実施機関は次に掲げる事項の中から必要な調査を行い、その原因を特定する。

- ① 降雨等の気象要因による自然放射性核種の変動
- ② 測定器及び関連機器の健全性
- ③ 測定方法等の変更や測定器の更新による影響
- ④ 測定地点周辺の環境の変化
- ⑤ 車両等の遮蔽物の存在
- ⑥ その他

### (2) (1)の測定以外

測定値が平常の変動幅の下限を下回った場合、測定実施機関は相互に妥当性を確認し、妥当性に疑いがあると認められる場合にあっては、その原因を特定する。

## 別記3 評価対象項目

次の測定以外の実施項目を3の評価の対象とする。

- ・「緊急事態が発生した場合への平常時からの備え」のみを目的としたもの。
- · 補足参考測定

#### 別記4 被ばく線量の推定及び評価の方法

### 1 外部被ばくによる実効線量

発電所寄与分の外部被ばくによる実効線量は、空間放射線量率の1時間平均値 が平常の変動幅の上限を超過した事象(以下「上昇事象」という。)を対象に、以 下の式により算出する。

発電所寄与分の外部被ばくによる実効線量 (μSv)

=  $\Sigma$  (上昇事象中の空間放射線量率-上昇事象前後の平均空間放射線量率) ( $\mu$  Gy/h) ×上昇事象中の経過時間 (h) ×0.8 ( $\mu$  Sv/ $\mu$  Gy)

また、年間の外部被ばくによる実効線量については、発電所寄与(発電所寄与 である可能性を否定できない場合を含む。)が認められた上昇事象に対して算出さ れた外部被ばくによる実効線量を年間分合計する。

### 2 内部被ばくによる預託実効線量

発電所寄与分の内部被ばくによる預託実効線量は、環境試料<sup>11</sup>中の放射能の測定結果から、以下の式により算出する。

預託実効線量 (μSv)

=実効線量係数 (μSv/Bq)<sup>2)</sup>×年間の核種摂取量 (Bq)<sup>2)</sup>×市場希釈補正<sup>2)</sup>×調理等による減少補正<sup>2)</sup>

また、年間の内部被ばくによる預託実効線量については、発電所寄与が認められた対象試料ごとに、内部被ばくによる預託実効線量を算出し、それらを年間分合計する。

- 注 1) 対象試料は、大気中浮遊塵、葉菜、牛乳、魚、無脊椎動物、海藻類、米、水及び茶とし、それ ぞれ 1 種類を選定する。
  - ただし、採取時期等の都合上、対象試料を採取していない(できない)場合は、それらに類する適当なもので代替することができるものとする。
- 注 2) 「平常時モニタリングについて (原子力災害対策指針補足参考資料)」 (原子力規制庁)、その 他適当な資料を参照し設定する。

#### 3 被ばく線量の年間総合評価

1及び2で算出した外部被ばくによる実効線量と内部被ばくによる預託実効線量を合計することにより、年間の被ばく線量を推定する。

発電所周辺住民等の被ばく線量の評価については、公衆の年線量限度である  $1\,\mathrm{mSv}$  を十分に下回っていることを確認することとし、その比較対照を年  $50\,\mu\,\mathrm{Sv}^{\times}$ とする。

※ 「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」(原子力委員会)において、発電用原子炉施設が通常運転時に環境に放出する放射性物質によって施設周辺の公衆の受ける線量目標値は、 実効線量で年間 50 μ Sv とされている。